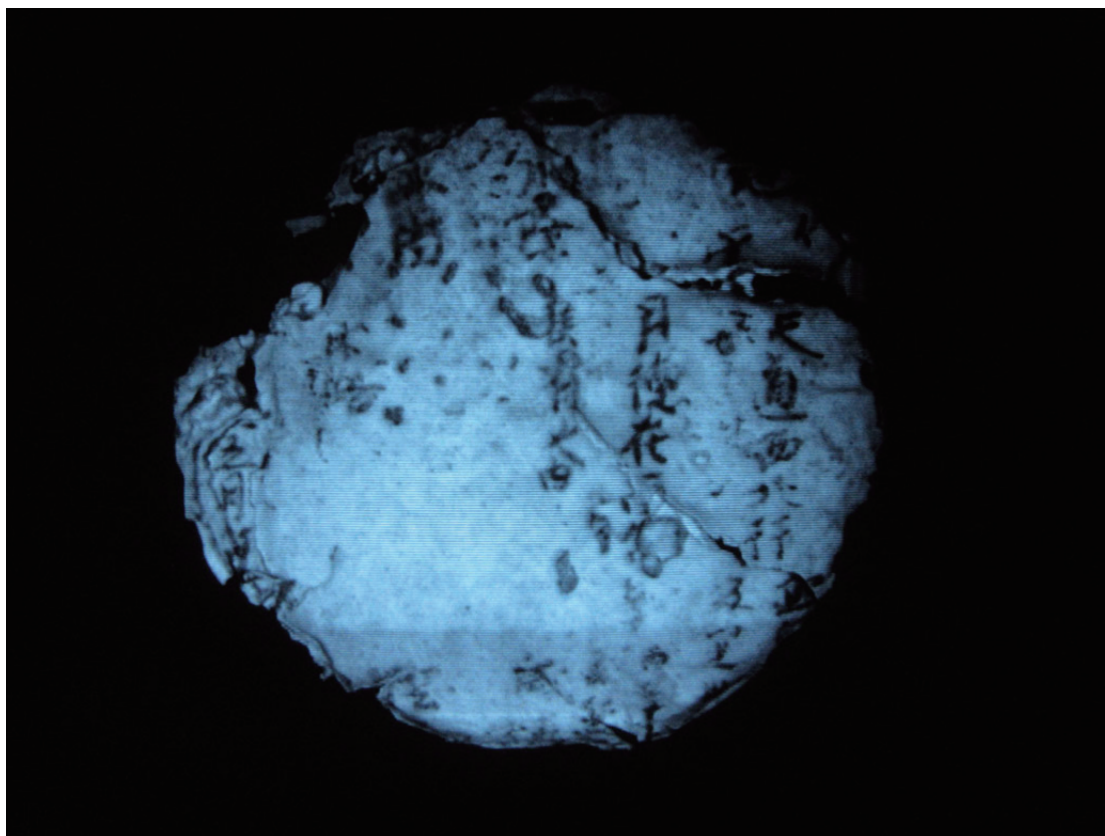
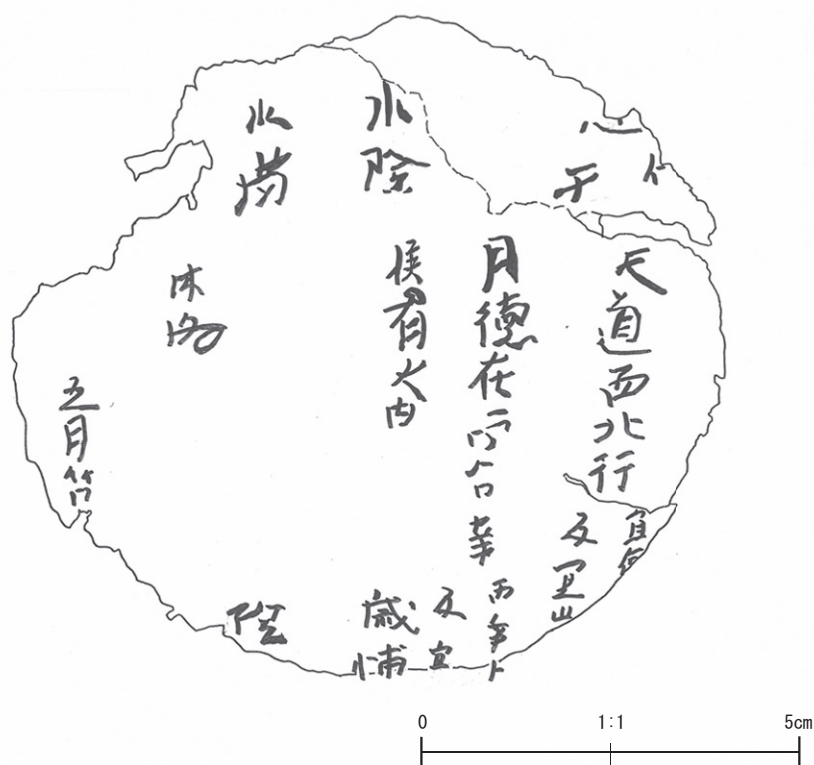




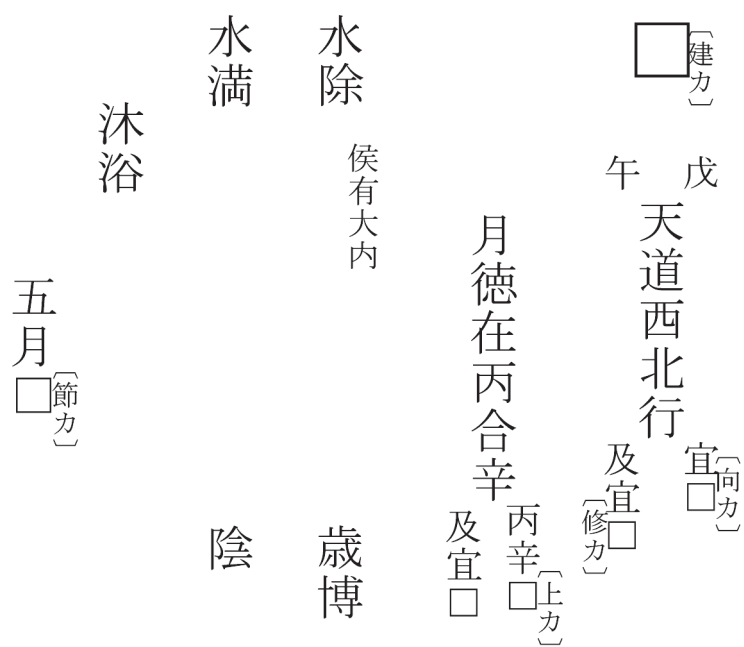
別編4 写真4 第39号漆紙文書



別編4 写真5 第39号漆紙文書 赤外線カメラ画像（反転）



別編 4 図 2 第 39 号漆紙文書実測図



別編 4 図 3 第 39 号漆紙文書釈文

ていた土器の年代とも符合する。調査を担当する秋田城跡歴史資料館によれば、本漆紙文書が付着していた土器の年代は、八世紀の第4四半期（七七五～八〇〇）のものである可能性が高いという。記載内容から推定した具注暦の年代は、土器の年代とも符合するのである。おそらく具注暦は当該年の翌年には廃棄されたであろうから、廃棄後、ほどなくして漆パレットの蓋紙として転用されたものと思われる。

具注暦そのものの記載内容に注目すると、先に述べたように四月三十日の記載が五月の月建記事のあとに書かれたり、「侯大有内」と書くべきところを「侯有大内」と書いていたりするなど、書写した過程で、誤写と思われるものがみられる。文字も謹厳な楷書というよりも、ラフな書き方をしている。さらに、具注暦は通常、上段、中段、下段の三段に分けて整然と記載されるが、本具注暦は、段の書き分けがラフであるようにみえる。

これらから勘案すると、本具注暦は朝廷から頒暦された具注暦そのものではなく、それをさらに官司内で書写されたものである可能性がある。本具注暦は秋田城内で書写されたものであると考えられるが、秋田城では頒暦された具注暦をもとに、それをさらに書写した複数の具注暦が使用されていたことが考えられる。具注暦は、日の吉凶などを知る上で不可欠なものであり、秋田城における政務や儀礼に不可欠な道具として複数の書写され、城内の各官司で利用されていたのではないだろうか。

〔参考文献〕

- 秋田市教育委員会・秋田城跡調査事務所一九九二年『秋田城跡調査事務所研究紀要Ⅱ 秋田城出土文字資料集Ⅱ』
- 平川南・武井紀子二〇一五年「秋田城跡第五四次・七二次・七三次出土漆民文書について―釈文の補訂と追加―」『秋田城跡調査事務所年報二〇一四 秋田城跡』



別編4 写真1 第39号漆紙文書蓋紙使用状況



別編4 写真2 第39号漆紙・須恵器坏出土状況



別編4 写真3 漆紙・須恵器坏分離状況

さらに、五月の月建干支が「戊午」である年を大衍暦の中から求めると、神護景雲二年（七六八）、宝亀四年（七七三）、宝亀九年（七七八）、延暦二年（七八三）、延暦七年（七八八）、延暦十二年（七九三）、延暦一七年（七九八）、延暦二十二年（八〇三）、大同三年（八〇八）、弘仁四年（八一三）、弘仁九年（八一八）、弘仁一四年（八二三）、天長五年（八二八）、天長一〇年（八三三）、承和五年（八三八）、承和一〇年（八四三）、嘉祥元年（八四八）が該当する。ここからさらに、『日本暦日総覧 具注暦 古代中期 2』（本の友社、一九九三年）をもとに、具注暦の年代を絞り込むことにする。

月建記事の次の行からは、朔日から始まるその月の各日の干支、納音、十二直、暦注等が、一行ずつ記されているはずである。ここでは日付や干支が欠損していてわからないが、朔日にあたる行の納音と十二直に「水除」、二日にあたる行の納音と十二直に「水満」がみえる。

これに該当する年を『日本暦日総覧』の大衍暦から求めても、これに一致する年が見られない。

ただし、この中で宝亀九年（七七八）の具注暦が注目される。

宝亀九年の四月三十日の納音と十二直が「水除」、五月朔日の納音と十二直が「水満」である。

本具注暦では、「水除」の下に「侯有大内」の語がみえるが、宝亀九年四月三十日に六十掛として「侯大有内」とあるのに対応する。さらに、下段の暦注部分には「歳博」の語がみえるが、これも、同じ日の「歳博 復」に対応する。

「水満」の下段部分には、「陰」の文字が確認できるが、これは宝亀九年五月朔日の暦注にみえる「陰錯了辰」に対応すると考えられる。

「水満」の次の行には「沐浴」の語がみえるが、これは宝亀九年五月二日の暦注にみえる。

「沐浴」の次の行には「五月□〔節か〕」の語がみえるが、これは宝亀九年

五月三日に二十四節気として「芒種 五月節 螳螂生」とあるのに対応する。

以上のように、「水除」の行を宝亀九年四月三十日、「水満」の行を宝亀九年五月朔日とすれば、他の記載についても矛盾なく説明することができる。

逆に、本具注暦の断簡にみえるこれらの記載を矛盾なく説明できるものは、宝亀九年四月三十日と五月三日の箇所以外には存在しない。

書写の誤り等の何らかの事情で、五月の月建記事の次に四月三十日の記載が入り込んでしまったとすれば、この具注暦は宝亀九年（七七八）のものである可能性が高い。

以上をふまえて、本具注暦の現存部分付近を復元すると、次のようになる（黒字は現存の文字、薄字は推定復元文字）。

五月 小建^{戊午} 天道西北行 宜向西北行
及宜修造 ……

月徳在丙合在辛 丙辛上取土
及宜修造 ……

四月三十日 丙午水除 侯有大内 歳博 復

五月朔日 丁未水満 陰錯了辰 ……

五月二日 戊申土平 沐浴 大歳対小歳後…

五月三日 己酉土平 芒種 五月節 螳螂生 大歳対 ……

〔本漆紙文書の意義〕

以上の検討により、本漆紙文書は、宝亀九年（七七八）具注暦の、四月三十日と五月三日の部分である可能性が高いと考える。

具注暦の年代をこのようにとらえられるとすれば、この漆紙文書が付着し

別編4表1

	年代	西暦	歴名	種類	遺跡（所在地）
1	持統三年暦	六八九	元嘉暦	木簡	石神遺跡（明日香村）
2	神亀六年暦	七二九	儀鳳暦	木簡	城山遺跡（静岡県浜名郡）
3	天平十八年暦	七四六	儀鳳暦	正倉院文書	
4	天平二十一年暦	七四九	儀鳳暦	正倉院文書	
5	天平勝宝四・五年暦	七五二・三	儀鳳暦	漆紙文書	秋田城跡（秋田市）
6	天平勝宝八歳暦	七五六	儀鳳暦	正倉院文書	
7	天平勝宝九歳暦	七五七	儀鳳暦	漆紙文書	武蔵台遺跡（府中市）
8	天平宝字三年暦	七五九	儀鳳暦	漆紙文書	秋田城跡（秋田市）
9	天平宝字七年暦	七六三	儀鳳暦	漆紙文書	山王遺跡（多賀城市）
10	宝龜十一年暦	七八〇	大衍暦	漆紙文書	多賀城跡（多賀城市）
11	宝龜十一年暦	七八〇	大衍暦	漆紙文書	觀世音寺跡（太宰府市）
12	延暦九年暦	七九〇	大衍暦	漆紙文書	鹿の子C遺跡（石岡市）
13	延暦二十二・三年暦	八〇三・四	大衍暦	漆紙文書	胆沢城跡（奥州市）
14	延暦二十三年暦	八〇四	大衍暦	漆紙文書	大浦B遺跡（米沢市）
15	年代未詳暦	（延暦年間）	大衍暦	漆紙文書	鹿の子遺跡e区（石岡市）
16	弘仁十二年暦	八二一	大衍暦	漆紙文書	多賀城跡（多賀城市）
17	嘉祥元年暦	八四八	大衍暦	漆紙文書	胆沢城跡（奥州市）

※このほか、平城京跡右京二条三坊一坪、秋田県大仙市払田柵跡、群馬県太田市矢部遺跡、栃木県河内郡上三川町磯岡遺跡、埼玉県所沢市東の上遺跡などからも、具注暦の断片が出土している。

秋田城跡では、過去に天平宝字三年（七五九）の具注暦（九号漆紙文書）と天平勝宝四年（七五二）・五年（七五三）の具注暦（第一四号漆紙文書、表に天平勝宝四年暦、裏に天平勝宝五年暦が記載されたもの）が漆紙文書の形で出土している。本具注暦は、秋田城跡出土の漆紙文書としては三例目だが、天平勝宝四年・五年暦と天平宝字三年暦が儀鳳暦にもとづく具注暦であるのに対し、本具注暦は、後述するように大衍暦にもとづく暦であり、同じ遺跡の中で儀鳳暦から大衍暦への変化を知ることのできる貴重な資料である。

〔年代の判定〕

本漆紙文書は断簡であり、年代についての情報を欠くが、月の初めに記載される月建記事の一部が残されており、これにより、具注暦の該当年や該当月を推定することが可能である。月建とは、暦月にあてはめられた干支のことをいう。

月建記事に月建干支（本具注暦の場合、「戊午」）が記載されていることや、天道・月徳の下に二行の割書が入っている。これらの記載は、儀鳳暦には見られず、大衍暦に見られる特徴であるとされることから、本具注暦は大衍暦（七六三～八五八）であると判断できる。

月建部分には、諸神の方位が示されているが、本漆紙文書には「天道西北行」「月徳」の二点がみえている。この二神の各節月における方位は、次のように配当される。

別編4表2

	正月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
天道	南	南西	北	西	北西	東	北	北東	南	東	南東	西
月徳	丙	甲	壬	庚	丙	甲	壬	庚	丙	甲	壬	庚

本具注暦には「天道西北行」「月徳丙」とあることから、某年五月の暦であることがわかる。

月建干支が「午」であることも、該当箇所が五月であることを裏付ける。

別編4表3

寅	正月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
卯												
辰												
巳												
午												
未												
申												
酉												
戌												
亥												
子												
丑												

第2節 第39号漆紙文書（111次調査）

三上喜孝

〔釈文〕

〔建力〕

〔向力〕

宜□

戊

天道西北行

午

及宜□

〔修力〕

月徳在丙合辛

丙辛□

〔上力〕

及宜□

水除

侯有大内

歳博

水満

陰

沐浴

五月□

〔節力〕

〔具注暦について〕

この漆紙文書は、「具注暦」断簡である。具注暦とはいまでいうカレンダーのことであるが、たんに暦日をあらわすだけでなく、その日の干支、納音、十二直、節氣、七十二候、吉凶や禍福などの暦注を具備した暦のことである。

日本における暦法の歴史は、古くは中国から元嘉暦という暦が伝わったことにはじまり、持統天皇六年（六九二）に儀鳳暦との併用になって、文武天

皇二年（六九八）から儀鳳暦が単独で施行されるようになった。さらに天平宝字七年（七六三）には大衍暦が採用され、天安元年（八五七）まで施行される。天安二年から四年間、五紀暦と併用されたあと、貞観四年（八六二）から宣明暦が採用され、これが貞享元年（一六八四）まで八二三年間にわたって施行されることになる。

以上述べたことを簡単にまとめると、以下のようなになる。

元嘉暦

持統六年（六九二）

← 儀鳳暦

天平宝字七年（七六三）

← 大衍暦

天安二年（八五八）

← 五紀暦

貞観四年（八六二）

← 宣明暦

貞享元年（一六八四）

古代における具注暦は、毎年中央政府の陰陽寮で作成され、中務省を経て諸司・諸国に配布された。しかし頒暦の実態は、諸国から雑掌らが都に上り、書写して持ち帰ったと思われる。その国府に備え置かれた具注暦一本は、さらに同様に書写されて国府内の諸機関や国分寺そして郡家などにも備えられたのであろう。

具注暦の書式は一般に、上段・中段・下段の三段からなる。上段には日付・干支・納音・十二直、中段には二十四節氣と七十二候、下段には暦注と吉事注などを記載する。

現存する古代の具注暦をまとめると、別編4表1のようになる。